



平成 30 年 3 月 2 日

各 位

会 社 名 株式会社アプリックス
 代表者名 代表取締役 兼 取締役社長 長 橋 賢 吾
 (コード：3727、東証マザーズ)
 問合せ先 執行役員 兼 経営管理部部長 倉 林 聡 子
 (TEL. 050-3786-1715)

**第三者割当による第 M-2 回新株予約権（行使価額修正条項付）及び
 第 M-3 回新株予約権の発行に係る払込完了に関するお知らせ**

当社は、平成30年2月14日開催の取締役会において決議いたしました、投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号及びフラッグシップアセットマネジメント投資組合70号を割当予定先とする第三者割当の方法による第 M-2 回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第 M-3 回新株予約権（以下「本新株予約権」）の発行に関し、本日発行価額の総額（13,800,000円）の払込が完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権発行に関する詳細につきましては、平成30年2月14日付「第三者割当による行使価額修正条項付第 M-2 回新株予約権及び第 M-3 回新株予約権の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

<本新株予約権の概要>

(1) 割 当 日	平成 30 年 3 月 2 日
(2) 発 行 新 株 予 約 権 数	50,000 個 第 M-2 回新株予約権 45,000 個 第 M-3 回新株予約権 5,000 個
(3) 発 行 価 額	総額 13,800,000 円（第 M-2 回新株予約権 1 個当たり 279 円、第 M-3 回新株予約権 1 個当たり 249 円）
(4) 当該発行による潜在株式数	5,000,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 第 M-2 回新株予約権 4,500,000 株 第 M-3 回新株予約権 500,000 株 第 M-2 回新株予約権については行使価額修正条項が付されており、下限行使価額は 202 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は、4,500,000 株です。なお、第 M-2 回新株予約権の上限行使価額はありません。
(5) 調達資金の額	2,033,800,000 円（注） （内訳） 新株予約権発行分 13,800,000 円 第 M-2 回新株予約権発行分 12,555,000 円 第 M-3 回新株予約権発行分 1,245,000 円 新株予約権行使分 2,020,000,000 円 第 M-2 回新株予約権行使分 1,818,000,000 円 第 M-3 回新株予約権行使分 202,000,000 円
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 第 M-2 回新株予約権 404 円 第 M-3 回新株予約権 404 円 第 M-2 回新株予約権については行使価額修正条項が付されており、行使価額は、割当日以降、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日（以下「修正日」。但し、当該通知を当社が受領した時点において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引

	<p>所)におけるその日の売買立会が終了している場合は、その翌取引日(東京証券取引所で売買立会が行われる日(但し、当社普通株式について、取引所においてあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合(一時的な取引制限も含みます。)、当該日は「取引日」にあたらぬものとし、)をいいます。)が修正日となります。)に、修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額に修正されます。但し、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とします。第M-2回新株予約権の下限行使価額は202円であり、上限行使価額はありません。</p>								
<p>(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)</p>	<p>第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。</p> <p>第M-2回新株予約権</p> <table border="0"> <tr> <td>投資事業有限責任組合インフレクションII号</td> <td>37,875 個</td> </tr> <tr> <td>フラッグシップアセットマネジメント投資組合70号</td> <td>7,125 個</td> </tr> </table> <p>第M-3回新株予約権</p> <table border="0"> <tr> <td>投資事業有限責任組合インフレクションII号</td> <td>4,208 個</td> </tr> <tr> <td>フラッグシップアセットマネジメント投資組合70号</td> <td>792 個</td> </tr> </table>	投資事業有限責任組合インフレクションII号	37,875 個	フラッグシップアセットマネジメント投資組合70号	7,125 個	投資事業有限責任組合インフレクションII号	4,208 個	フラッグシップアセットマネジメント投資組合70号	792 個
投資事業有限責任組合インフレクションII号	37,875 個								
フラッグシップアセットマネジメント投資組合70号	7,125 個								
投資事業有限責任組合インフレクションII号	4,208 個								
フラッグシップアセットマネジメント投資組合70号	792 個								
<p>(8) 譲渡制限及び行使数量制限の内容</p>	<p>当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、割当予定先との間の新株予約権割当契約(以下「(9)その他」において定義します。)において以下の行使数量制限を定めます。</p> <p>原則として、単一暦月中に割当予定先が第M-2回新株予約権を行使することにより取得する株式数が、第M-2回新株予約権の払込日時点における上場株式数(東京証券取引所が当該払込期日時点で公表している直近の上場株式数をいい、払込期日後に行われた株式の分割、併合又は無償割当てが行われた場合に公正かつ合理的に調整された上場株式数を含みます。)の10%を超える部分に係る転換又は行使(以下「制限超過行使」)を制限します。具体的には、①割当予定先が制限超過行使を行わないこと、②割当予定先が第M-2回新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、第M-2回新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、③割当予定先が第M-2回新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること、④割当予定先は、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること、⑤当社は割当予定先による制限超過行使を行わせないこと、⑥当社は、割当予定先からの転売先となる者(転売先となる者から転売を受ける第三者を含みます。)との間で、当社と割当予定先が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと等の内容について、新株予約権割当契約により合意しております。</p> <p>なお、本新株予約権の譲渡には当社の取締役会による承認が必要です。</p>								

(9) その他	<p>当社は、割当予定先との間で、平成 30 年 2 月 14 日付で、新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」）を締結しております。新株予約権割当契約においては、割当予定先が当社取締役会の事前の承諾を得て本新株予約権を譲渡する場合、割当予定先からの譲受人が新株予約権割当契約の割当予定先としての権利義務の一切を承継する旨が規定しております。</p>
---------	--

（注）調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額と、すべての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額の合計額です。調達資金の額から発行諸費用の概算額を差し引いた差引手取概算額は 2,024,800,000 円となる予定です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は減少します。

以上